平成２２年（フ）第２６７号
宮崎市大塚台東２丁目19番地１、前住所宮崎市大塚町大迫北平4098番地10
債務者　木原　忠義
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３７６号
宮崎県西都市大字下三財799番地１
債務者　宮原　瑠衣
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８１号
宮崎県西都市大字穂北704番地
債務者　春成　統一
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８９号
宮崎市神宮西２丁目124番地
債務者　蛯原　満徳
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２５０号
長野市上松１丁目７番33号　タウニィ三輪パークN205号
債務者　村山　佳和
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５６号
長野県須坂市大字小山544番地16、前住所長野県須坂市大字日滝431番地４
債務者　佐藤　　昇
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
長野市青木島町大塚1060番地４、前住所長野市若里２丁目２番12号　ピープルハウス201号
債務者　本田　照男
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
長野市大字栗田909番地
債務者　石坂　正子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
長野県安曇野市豊科5579番地11
債務者　梅村　明弘
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２３９号
長野県北安曇郡池田町大字池田2818番地３
債務者　傘木　淑子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２４９号
長野県大町市大町6223番地４
債務者　小林　作榮
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２４７３号
名古屋市北区辻町１丁目32番地の１　県営辻町住宅５街区２棟203号
債務者　淵上　謙二
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５５号
山口県下関市王司上町１丁目６番３―305号県営住宅３棟
債務者　玉泉　和江
1　決定年月日時　平成22年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2853番地　向田アパートＡ２―５号
債務者　山下　英利
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第５８８号
高知市愛宕町３丁目６番１号　永田方
債務者　市川　美鈴
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５９０号
高知市高須本町１番27号　六本木ハイツ３Ｂ
債務者　松下千ゑ子
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５９３号
高知県吾川郡いの町枝川215番地９
債務者　大津　英介
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５９６号
高知県香南市野市町西野441番地17
債務者　岡本　良祐
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで　高知地方裁判所破産係